

建設コンサルタント業務等における
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン

新旧対照表

平成27年1月改定

新	旧
目 次	目 次
3 土木関係建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価----- 1	3 土木関係建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価----- 1
3-1 審査・評価に関する基本的な考え方 ----- 1	3-1 審査・評価に関する基本的な考え方 ----- 1
3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について ----- 2	3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について ----- 2
3-2-1 「技術者資格登録簿」の区分に該当する資格の記載がない場合 ----- 2	
3-2-2 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者に係る資格のみ記載がある場合----- 3	
3-2-3 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、担当技術者に係る資格のみ記載がある場合----- 7	
3-2-4 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合 ----- 13	
3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について ----- 19	3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について ----- 19
3-3-1 「技術者資格登録簿」の区分に該当する資格の記載がない場合 ----- 19	
3-3-2 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者に係る資格のみ記載がある場合----- 20	
3-3-3 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、担当技術者に係る資格のみ記載がある場合----- 23	
3-3-4 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合 ----- 28	
3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について ----- 33	3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について ----- 33
3-4-1 「技術者資格登録簿」の区分に該当する資格の記載がない場合 ----- 33	
3-4-2 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者に係る資格のみ記載がある場合----- 34	
3-4-3 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、担当技術者に係る資格のみ記載がある場合----- 36	
3-4-4 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合 ----- 40	

新	旧
<p>3 土木関係建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価</p> <p>3-1 審査・評価に関する基本的な考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 技術者資格の評価の考え方</u></p> <p><u>○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年国土交通省告示第 1107 号、以下「登録規程」という。）に基づく登録制度が創設されたことを踏まえ、技術者資格の評価については、登録規程に基づく公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下「技術者資格登録簿」という。）の「資格が対象とする区分」を確認し、以下の中から、当該業務に該当するものを適用するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当する資格の記載がない場合</u> <u>・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者に係る資格のみ記載がある場合</u> <u>・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として担当技術者に係る資格のみ記載のある場合</u> <u>・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合</u> 	<p>3 土木関係建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価</p> <p>3-1 審査・評価に関する基本的な考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

(下線部分が改正部分)

新	旧																																																																						
<p>3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>3-2-1 「技術者資格登録簿」の区分に該当する資格の記載がない場合</p> <p><u>当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当がない場合は、本項を適用する。</u></p> <p><u>i) 選定段階での技術評価</u> ～中略～</p> <p><u>ii) 特定段階での技術評価</u> ～中略～</p> <p>プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略) ② (略) ③ (略)</p> <p>【④評価テーマ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価ウェイト</th> </tr> <tr> <th></th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">評価テーマに対する技術提案※</td> <td rowspan="2">全体</td> <td>評価テーマ間の整合性</td> <td>○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。</td> <td rowspan="13">50% (50%～62.5%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">評価テーマ1</td> <td rowspan="2">的確性</td> <td>◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>◎ <u>着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</u></td> </tr> <tr> <td>○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">実現性</td> <td>◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">独創性</td> <td>○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>的確性、実現性、(独創性)について上記を準用</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>的確性、実現性、(独創性)について上記を準用</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目</p> <p>～中略(図表)～</p> <p>⑤ (略)</p>	評価項目	評価の着目点		評価ウェイト		判断基準	評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50%～62.5%)	評価テーマ1	的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	◎ <u>着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</u>	○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	実現性	◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	独創性	○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	○ 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	○ 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	○ 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	○ 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○		3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○		<p>3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 選定段階での技術評価</u> ～中略～</p> <p><u>(3) 特定段階での技術評価</u> ～中略～</p> <p>プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略) ② (略) ③ (略)</p> <p>【④評価テーマ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価ウェイト</th> </tr> <tr> <th></th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">評価テーマに対する技術提案※</td> <td rowspan="2">全体</td> <td>評価テーマ間の整合性</td> <td>○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。</td> <td rowspan="13">50% (50%～62.5%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">評価テーマ1</td> <td rowspan="2">的確性</td> <td>◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>◎ <u>必要なキーワード(着目点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。</u></td> </tr> <tr> <td>○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">実現性</td> <td>◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">独創性</td> <td>○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>的確性、実現性、(独創性)について上記を準用</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>的確性、実現性、(独創性)について上記を準用</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目</p> <p>～中略(図表)～</p> <p>⑤ (略)</p>	評価項目	評価の着目点		評価ウェイト		判断基準	評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50%～62.5%)	評価テーマ1	的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	◎ <u>必要なキーワード(着目点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。</u>	○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	実現性	◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	独創性	○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	○ 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	○ 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	○ 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	○ 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○		3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○	
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト																																																																		
		判断基準																																																																					
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50%～62.5%)																																																																			
		評価テーマ1	的確性		◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。																																																																		
	◎ <u>着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</u>																																																																						
	○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。																																																																						
	○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。																																																																						
	実現性		◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。																																																																				
		◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。																																																																					
		○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。																																																																					
	独創性	○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。																																																																					
		○ 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。																																																																					
		○ 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。																																																																					
		○ 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。																																																																					
		○ 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。																																																																					
2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○																																																																					
3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○																																																																					
評価項目	評価の着目点		評価ウェイト																																																																				
		判断基準																																																																					
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50%～62.5%)																																																																			
		評価テーマ1	的確性		◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。																																																																		
	◎ <u>必要なキーワード(着目点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。</u>																																																																						
	○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。																																																																						
	○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。																																																																						
	実現性		◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。																																																																				
		◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。																																																																					
		○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。																																																																					
	独創性	○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。																																																																					
		○ 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。																																																																					
		○ 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。																																																																					
		○ 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。																																																																					
		○ 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。																																																																					
2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○																																																																					
3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○																																																																					

(下線部分が改正部分)

新					旧						
<p>3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>3-2-2 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者に係る資格のみ記載がある場合当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者に係る資格のみ記載がある場合は、本項を適用する。</p> <p>i) 選定段階での技術評価</p> <p>プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>					<p>3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 選定段階での技術評価</p> <p>プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>						
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準						判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価することを標準とする。</p> <p>① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。</p> <p>② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。</p> <p>③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	15% (15%～20%)	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	15% (15%～20%)
	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>③ ①②以外は選定しない。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。</p> <p>注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】</p>	過去〇年間の同種又は類似業務の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】							
～中略（図表）～					～中略（図表）～						
イ 必要に応じて設定する項目					イ 必要に応じて設定する項目						
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準						判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 表3-4の①に掲げる資格を有する。</p> <p>② 表3-4の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精進度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する
	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 表3-4の①に掲げる資格を有する。</p> <p>② 表3-4の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 <p>① 当該事務所管内における業務実績あり。</p> <p>② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】</p>			過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】				
～中略（図表）～					～中略（図表）～						
③ (略)					③ (略)						

(下線部分が改正部分)

新	旧				
<p>表 3-4 技術者資格等 <u>（適用：担当・照査技術者）</u></p> <table border="1"> <tr> <td>① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</td> </tr> <tr> <td>② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等</td> </tr> </table>	① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）	② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等	<p>表 3-4 技術者資格等</p> <table border="1"> <tr> <td>① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</td> </tr> <tr> <td>② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等</td> </tr> </table>	① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）	② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等
① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）					
② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等					
① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）					
② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等					
<p>表 3-4-1 技術者資格等 <u>（適用：管理技術者）</u></p> <table border="1"> <tr> <td>① 技術士 <u>博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</u></td> </tr> <tr> <td>② <u>国土交通省登録技術者資格*</u></td> </tr> <tr> <td>③ <u>上記以外のもの</u></td> </tr> </table>	① 技術士 <u>博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</u>	② <u>国土交通省登録技術者資格*</u>	③ <u>上記以外のもの</u>	<p>○管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要な資格を設定することとする。</p> <p>その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。</p> <p>○<u>「国土交通省登録技術者資格*」とは、登録規程に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）</u></p> <p>○外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p>	
① 技術士 <u>博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</u>					
② <u>国土交通省登録技術者資格*</u>					
③ <u>上記以外のもの</u>					
<p>○管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要な資格を設定することとする。</p> <p>その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。</p> <p>○<u>「国土交通省登録技術者資格*」とは、登録規程に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）</u></p> <p>○外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p>					

（下線部分が改正部分）

新 旧

ii) 特定段階での技術評価

プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①配置予定技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	10% (5%～10%)
	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	

下記の順位で評価することを標準とする。
 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。
 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。
 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。
【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】

下記の順位で評価する。
 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。
 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。
 ③ ①②以外は特定しない。
【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）
注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。
注3：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】

～中略（図表）～

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	管理技術者の割合に包含する
	管理技術者	情報収集力	地域精通度	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	

～中略（図表）～

②～③（略）

(3) 特定段階での技術評価

プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①配置予定技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	10% (5%～10%)
	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	

下記の順位で評価する。
 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。
 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。
 ③ ①②以外は特定しない。
【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）
注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。
注3：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】

～中略（図表）～

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	管理技術者の割合に包含する
	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	

下記の順位で評価する。
 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。
 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。
【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】

過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】
 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。
 ① 当該事務所管内における業務実績あり。
 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。
【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）
注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】

～中略（図表）～

②～③（略）

（下線部分が改正部分）

新					旧							
【④評価テーマ】					【④評価テーマ】							
評価項目	評価の着目点			評価 ウェイト	評価項目	評価の着目点			評価 ウェイト			
			判断基準					判断基準				
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50%～62.5%)		
	評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	◎	<u>着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</u>		◎	<u>必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。</u>
			○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。				○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。			
			○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。				○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。			
			◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。				◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
	実現性		◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
			○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
			○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。
	2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○			○		3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用		○	
			○			○						

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

～中略（図表）～

⑤（略）

～中略（図表）～

⑤（略）

（下線部分が改正部分）

新					旧						
3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について (1) (略) 3-2-3 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、担当技術者に係る資格のみ記載がある場合当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として担当技術者に係る資格のみ記載のある場合は、本項を適用する。 i) 選定段階での技術評価 プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 ① (略) 【②予定管理技術者の評価】 ア 原則として設定する項目					3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について (1) (略) (2) 選定段階での技術評価 プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 ① (略) 【②予定管理技術者の評価】 ア 原則として設定する項目						
評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	評価項目	評価の着目点				評価ウェイト
	判断基準						判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	15% (15%～20%)	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	15% (15%～20%)
	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】			過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】				
~中略(図表)~ イ 必要に応じて設定する項目					~中略(図表)~ イ 必要に応じて設定する項目						
評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	評価項目	評価の着目点				評価ウェイト
	判断基準						判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】			過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】				
~中略(図表)~ ③ (略)					~中略(図表)~ ③ (略)						

(下線部分が改正部分)

新	旧				
<p>表 3-4 技術者資格等 <u>（適用：管理技術者、照査技術者）</u></p>	<p>表 3-4 技術者資格等</p>				
<table border="1"> <tr> <td>① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</td> </tr> <tr> <td>② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等</td> </tr> </table>	① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）	② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等	<table border="1"> <tr> <td>① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</td> </tr> <tr> <td>② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等</td> </tr> </table>	① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）	② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等
① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）					
② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等					
① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）					
② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等					
<p>表 3-4-1 技術者資格等 <u>（適用：担当技術者）</u></p>					
<table border="1"> <tr> <td>① 技術士 <u>博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</u></td> </tr> <tr> <td>② <u>国土交通省登録技術者資格*</u></td> </tr> <tr> <td>③ <u>上記以外のもの</u></td> </tr> </table>	① 技術士 <u>博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</u>	② <u>国土交通省登録技術者資格*</u>	③ <u>上記以外のもの</u>		
① 技術士 <u>博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</u>					
② <u>国土交通省登録技術者資格*</u>					
③ <u>上記以外のもの</u>					
<p>○管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要な資格を設定することとする。</p> <p>その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。</p> <p><u>○「国土交通省登録技術者資格※」とは、登録規程に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）</u></p> <p>○外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p>	<p>○管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要な資格を設定することとする。</p> <p>その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。</p> <p>○外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p>				

（下線部分が改正部分）

新						旧							
<p>ii) 特定段階での技術評価 プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 【①配置予定技術者の評価】 ア 原則として設定する項目</p>						<p>(3) 特定段階での技術評価 プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 【①配置予定技術者の評価】 ア 原則として設定する項目</p>							
評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト
		判断基準							判断基準				
予定 技術者 の 経験 及び 能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	10% (5% ～ 10%)	予定 技術者 の 経験 及び 能力	資格・実績等	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	10% (5% ～ 10%)
			専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】			下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は特定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】					
～次頁につづく～						～次頁につづく～							

(下線部分が改正部分)

新						旧									
評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト		
		判断基準							判断基準						
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	15% (15% ～20%)	予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	15% (15% ～20%)
				技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】						平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】			
	資格・実績等	担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ①表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ②表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	管理技術者の割合に包 含する	小計						25%	
小計						25%	小計						25%		

(下線部分が改正部分)

新										旧									
イ 必要に応じて設定する項目										イ 必要に応じて設定する項目									
評価項目		評価の着目点						評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点						評価 ウェイト		
		判断基準									判断基準								
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】		管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】		管理技術者の割合に包含する		
	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】		担当・照査技術者			資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1： <u>担当技術者を評価する場合は①と②は同等の評価とすること。</u> 注2： <u>業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。</u> 】						
～中略（図表）～ ②～③（略）										～中略（図表）～ ②～③（略）									

（下線部分が改正部分）

新					旧							
【④評価テーマ】					【④評価テーマ】							
評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	評価項目	評価の着目点			評価ウェイト			
			判断基準					判断基準				
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50%～62.5%)		
	評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	◎	<u>着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</u>		◎	<u>必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。</u>
			○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。				○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。			
			○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。				○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。			
			◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。				◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
	実現性		◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
			○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。
			○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
	独創性		○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。
			○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。
	2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○			○		○			○	
	3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○			○		○			○	

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

～中略（図表）～

⑤（略）

～中略（図表）～

⑤（略）

（下線部分が改正部分）

新					旧						
<p>3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>3-2-4 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合は、本項を適用する。</p> <p>i) 選定段階での技術評価</p> <p>プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>					<p>3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 選定段階での技術評価</p> <p>プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>						
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準						判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価することを標準とする。</p> <p>①表3-4-1の①に掲げる資格を有する。</p> <p>②表3-4-1の②に掲げる資格を有する。</p> <p>③表3-4-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	15% (15%～20%)	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	15% (15%～20%)
	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>③ ①②以外は選定しない。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。</p> <p>注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】</p>							
～中略（図表）～											
イ 必要に応じて設定する項目											
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準						判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 表3-4の①に掲げる資格を有する。</p> <p>② 表3-4の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精進度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する
	情報収集力	地域精進度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	<p>平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該事務所管内における業務実績あり。</p> <p>② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】</p>							
～中略（図表）～											
③ (略)											

(下線部分が改正部分)

新	旧							
<p>表 3-4 技術者資格等 <u>（適用：照査技術者）</u></p> <table border="1"> <tr> <td>① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</td> </tr> <tr> <td>② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>表 3-4-1 技術者資格等（適用：管理技術者、担当技術者）</u></p> <table border="1"> <tr> <td>① 技術士 <u>博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</u></td> </tr> <tr> <td>② <u>国土交通省登録技術者資格*</u></td> </tr> <tr> <td>③ <u>上記以外のもの</u></td> </tr> </table> <p>○管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要な資格を設定することとする。 その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。</p> <p><u>○「国土交通省登録技術者資格*」とは、登録規程に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）</u></p> <p>○外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p>	① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）	② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等	① 技術士 <u>博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</u>	② <u>国土交通省登録技術者資格*</u>	③ <u>上記以外のもの</u>	<p>表 3-4 技術者資格等</p> <table border="1"> <tr> <td>① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</td> </tr> <tr> <td>② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等</td> </tr> </table> <p>○管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要な資格を設定することとする。 その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。</p> <p>○外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p>	① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）	② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等
① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）								
② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等								
① 技術士 <u>博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）</u>								
② <u>国土交通省登録技術者資格*</u>								
③ <u>上記以外のもの</u>								
① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）								
② RCCM 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等								

（下線部分が改正部分）

新					旧						
<p>ii) 特定段階での技術評価 プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 【①配置予定技術者の評価】 ア 原則として設定する項目</p>					<p>(3) 特定段階での技術評価 プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 【①配置予定技術者の評価】 ア 原則として設定する項目</p>						
評価項目		評価の着目点			評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価 ウェイト
		判断基準						判断基準			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	10% (5% ～ 10%)	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	10% (5% ～ 10%)
			資格要件				<p>下記の順位で評価することを標準とする。 ①表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ②表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③表3-4-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	<p>過去の順位で評価する。 ①平成○○年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ②平成○○年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③①②以外は特定しない。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】</p>	<p>過去の○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】</p>		
～次頁につづく～					～次頁につづく～						

(下線部分が改正部分)

新							旧								
評価項目		評価の着目点					評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点					評価 ウェイト
		判断基準								判断基準					
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	15% (15% ～20%)	予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	15% (15% ～20%)
					過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】							過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	
	資格・実績等	担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ①表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ②表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	管理技術者の割合に包 含する	小計							25%
小計							25%	小計							25%

(下線部分が改正部分)

新										旧											
イ 必要に応じて設定する項目										イ 必要に応じて設定する項目											
評価項目		評価の着目点								評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点								評価 ウェイト
		判断基準											判断基準								
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】				管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】				管理技術者の割合に包含する
	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】				担当・照査技術者			資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1： <u>担当技術者を評価する場合は①と②は同等の評価とすること。</u> 注2： <u>業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。</u> 】						
～中略（図表）～ ②～③（略）										～中略（図表）～ ②～③（略）											

（下線部分が改正部分）

新					旧							
【④評価テーマ】					【④評価テーマ】							
評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	評価項目	評価の着目点			評価ウェイト			
			判断基準					判断基準				
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50%～62.5%)		
	評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	◎	<u>着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</u>		◎	<u>必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。</u>
			○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。				○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。			
			○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。				○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。			
			◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。				◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
	実現性		◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
			○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。
			○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
	独創性		○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。
			○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。
			○			○		○			○	
	2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○			○		○			○	
3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○		○		○		○				

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

～中略（図表）～

⑤（略）

～中略（図表）～

⑤（略）

（下線部分が改正部分）

新					旧																																																																				
<p>3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>3-3-1 「技術者資格登録簿」の区分に該当する資格の記載がない場合</p> <p><u>当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当がない場合は、本項を適用する。</u></p> <p>i) 指名段階での技術評価</p> <p>～中略～</p> <p>ii) 入札段階での技術評価</p> <p>～中略～</p> <p>総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>【④評価テーマ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">評価の着目点</th> <th colspan="2">評価ウェイト</th> </tr> <tr> <th></th> <th>判断基準</th> <th></th> <th>1:3</th> <th>1:2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">評価テーマに対する技術提案※</td> <td rowspan="2">全体</td> <td>評価テーマ間の整合性</td> <td>○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。</td> <td rowspan="7">50% (50%) 62.5%)</td> <td rowspan="7">37% (37%) 52%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">評価テーマ1</td> <td>的確性</td> <td>◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ◎ <u>着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">実現性</td> <td>○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>的確性、実現性について上記を準用</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目</p> <p>～中略（図表）～</p> <p>⑤ (略)</p>					評価項目	評価の着目点			評価ウェイト			判断基準		1:3	1:2	評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	50% (50%) 62.5%)	37% (37%) 52%)	評価テーマ1	的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ◎ <u>着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</u>	実現性	○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	2	的確性、実現性について上記を準用	○			<p>3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指名段階での技術評価</p> <p>～中略～</p> <p>(3) 入札段階での技術評価</p> <p>～中略～</p> <p>総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>【④評価テーマ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">評価の着目点</th> <th colspan="2">評価ウェイト</th> </tr> <tr> <th></th> <th>判断基準</th> <th></th> <th>1:3</th> <th>1:2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">評価テーマに対する技術提案※</td> <td rowspan="2">全体</td> <td>評価テーマ間の整合性</td> <td>○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。</td> <td rowspan="7">50% (50%) 62.5%)</td> <td rowspan="7">37% (37%) 52%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">評価テーマ1</td> <td>的確性</td> <td>◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ◎ <u>必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">実現性</td> <td>○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>的確性、実現性について上記を準用</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目</p> <p>～中略（図表）～</p> <p>⑤ (略)</p>					評価項目	評価の着目点			評価ウェイト			判断基準		1:3	1:2	評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	50% (50%) 62.5%)	37% (37%) 52%)	評価テーマ1	的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ◎ <u>必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。</u>	実現性	○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	2	的確性、実現性について上記を準用	○		
評価項目	評価の着目点			評価ウェイト																																																																					
		判断基準		1:3	1:2																																																																				
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	50% (50%) 62.5%)	37% (37%) 52%)																																																																				
		評価テーマ1	的確性			◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ◎ <u>着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</u>																																																																			
	実現性		○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。																																																																						
			○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。																																																																						
			◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。																																																																						
			◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。																																																																						
	○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。																																																																								
○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。																																																																									
2	的確性、実現性について上記を準用	○																																																																							
評価項目	評価の着目点			評価ウェイト																																																																					
		判断基準		1:3	1:2																																																																				
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	50% (50%) 62.5%)	37% (37%) 52%)																																																																				
		評価テーマ1	的確性			◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ◎ <u>必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。</u>																																																																			
	実現性		○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。																																																																						
			○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。																																																																						
			◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。																																																																						
			◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。																																																																						
	○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。																																																																								
○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。																																																																									
2	的確性、実現性について上記を準用	○																																																																							

(下線部分が改正部分)

新					旧						
<p>3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>3-3-2 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者に係る資格のみ記載がある場合当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者に係る資格のみ記載がある場合は、本項を適用する。</p> <p>i) 指名段階での技術評価</p> <p>総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>					<p>3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指名段階での技術評価</p> <p>総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>						
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準						判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	15% (15%~20%)	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	15% (15%~20%)
		専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】			過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】				
<p>① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>③ ①②以外は選定しない。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。</p> <p>注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】</p>					<p>① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>③ ①②以外は選定しない。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。</p> <p>注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】</p>						
<p>～中略（図表）～</p> <p>イ 必要に応じて設定する項目</p>					<p>～中略（図表）～</p> <p>イ 必要に応じて設定する項目</p>						
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準						判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する
		情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】			過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】				
<p>平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該事務所管内における業務実績あり。</p> <p>② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】</p>					<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>③ ①②以外は選定しない。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。</p> <p>注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】</p>						
<p>～中略（図表）～</p> <p>③ (略)</p>					<p>～中略（図表）～</p> <p>③ (略)</p>						

(下線部分が改正部分)

新 旧

ii) 入札段階での技術評価

総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①予定技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
	判断基準			1:3	1:2
予定技術者の経験及び能力 資格・実績等 管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注1:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】		
	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】 下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 【注1:業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2:管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3:[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	10% (5% 10%)	15% (7.5% 15%)

～中略（図表）～

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト
	判断基準			
予定技術者の経験及び能力 資格・実績等 管理技術者	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1:業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2:管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	管理技術者の割合に包含する
	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1:業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2:管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	

～中略（図表）～

②～③ (略)

(3) 入札段階での技術評価

総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①予定技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
	判断基準			1:3	1:2
予定技術者の経験及び能力 資格・実績等 管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容 下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 【注1:業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2:管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3:[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	10% (5% 10%)	15% (7.5% 15%)
	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】 下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 【注1:業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2:管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3:[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	10% (5% 10%)	15% (7.5% 15%)

～中略（図表）～

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト
	判断基準			
予定技術者の経験及び能力 資格・実績等 管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容 下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注:業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	管理技術者の割合に包含する
	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1:業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2:管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	

～中略（図表）～

②～③ (略)

(下線部分が改正部分)

新					旧							
【④評価テーマ】					【④評価テーマ】							
評価項目	評価の着目点			評価ウェイト		評価項目	評価の着目点			評価ウェイト		
			判断基準	1:3	1:2				判断基準	1:3	1:2	
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	50% (50%) 62.5%)	37% (37%) 52%)	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	50% (50%) 62.5%)	37% (37%) 52%)
		評価テーマ1	的確性	◎				地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		
	◎			<u>着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</u>			◎	<u>必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。</u>				
	○		事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	○			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。					
	○		事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	○			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。					
	実現性		◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。				
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。				
			○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。			○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。				
			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。				
	2	的確性、実現性について上記を準用	○				2	的確性、実現性について上記を準用	○			

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

(下線部分が改正部分)

新					旧							
<p>3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>3-3-3 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、担当技術者に係る資格のみ記載がある場合当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として担当技術者に係る資格のみ記載のある場合は、本項を適用する。</p> <p>i) 選定段階での技術評価</p> <p>総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>					<p>3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 選定段階での技術評価</p> <p>総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>							
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	
		判断基準						判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	15% (15%～20%)	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	15% (15%～20%)
		業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は選定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】								
～中略（図表）～					～中略（図表）～							
イ 必要に応じて設定する項目					イ 必要に応じて設定する項目							
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	
		判断基準						判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する
		地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】								
～中略（図表）～					～中略（図表）～							
③ (略)					③ (略)							

（下線部分が改正部分）

新						旧													
<p>ii) 入札段階での技術評価 総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 【①予定技術者の評価】 ア 原則として設定する項目</p>						<p>(3) 入札段階での技術評価 総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 【①予定技術者の評価】 ア 原則として設定する項目</p>													
評価項目		評価の着目点				評価ウェイト		評価項目		評価の着目点				評価ウェイト					
		判断基準				1:3	1:2			判断基準				1:3	1:2				
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】		10% (5% 10%)	15% (7.5% 15%)	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】		10% (5% 10%)	15% (7.5% 15%)

～次頁につづく～

～次頁につづく～

(下線部分が改正部分)

新							旧										
評価項目		評価の着目点				評価ウェイト		評価項目		評価の着目点				評価ウェイト			
						1:3	1:2							1:3	1:2		
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	15% (15%～20%)	18% (18%～25.5%)	予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	15% (15%～20%)	18% (18%～25.5%)
				過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】										
	資格・実績等	担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ①表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ②表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	管理技術者の割合に包 含する	管理技術者の割合に包 含する	小計					25%	33%		
小計							25%	33%	小計							25%	33%

(下線部分が改正部分)

新										旧									
イ 必要に応じて設定する項目										イ 必要に応じて設定する項目									
評価項目		評価の着目点						評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点						評価 ウェイト		
		判断基準									判断基準								
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】		管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】		管理技術者の割合に包含する		
	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】		担当・照査技術者			資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1： <u>担当技術者を評価する場合は①と②は同等の評価とすること。</u> <u>注2：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。</u> 】						

～中略（図表）～

②～③（略）

～中略（図表）～

②～③（略）

（下線部分が改正部分）

新					旧							
【④評価テーマ】					【④評価テーマ】							
評価項目	評価の着目点			評価ウェイト		評価項目	評価の着目点			評価ウェイト		
			判断基準	1:3	1:2				判断基準	1:3	1:2	
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	50% (50%) 62.5%)	37% (37%) 52%)	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	50% (50%) 62.5%)	37% (37%) 52%)
		評価テーマ1	的確性	◎				地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		
	◎			<u>着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</u>			◎	<u>必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。</u>				
	○		事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	○			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。					
	○		事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	○			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。					
	実現性		◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。				
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。				
			○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。			○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。				
			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。				
	2	的確性、実現性について上記を準用	○				2	的確性、実現性について上記を準用	○			

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

(下線部分が改正部分)

新					旧						
<p>3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>3-3-4 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合は、本項を適用する。</p> <p>i) 指名段階での技術評価</p> <p>総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>					<p>3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指名段階での技術評価</p> <p>総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>						
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準						判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価することを標準とする。</p> <p>①表3-4-1の①に掲げる資格を有する。</p> <p>②表3-4-1の②に掲げる資格を有する。</p> <p>③表3-4-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	15% (15%～20%)	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	15% (15%～20%)
		専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】							
<p>～中略（図表）～</p> <p>イ 必要に応じて設定する項目</p>					<p>～中略（図表）～</p> <p>イ 必要に応じて設定する項目</p>						
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準						判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	<p>過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】</p>	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①表3-4の①に掲げる資格を有する。</p> <p>②表3-4の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する
		情報収集力	地域精通度	<p>平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該事務所管内における業務実績あり。</p> <p>② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。</p>							
<p>～中略（図表）～</p> <p>③ (略)</p>					<p>～中略（図表）～</p> <p>③ (略)</p>						

（下線部分が改正部分）

新						旧													
<p>ii) 入札段階での技術評価 総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 【①予定技術者の評価】 ア 原則として設定する項目</p>						<p>(3) 入札段階での技術評価 総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 【①予定技術者の評価】 ア 原則として設定する項目</p>													
評価項目		評価の着目点				評価ウェイト		評価項目		評価の着目点				評価ウェイト					
		判断基準				1:3	1:2			判断基準				1:3	1:2				
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価することを標準とする。 ①表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ②表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】		10% (5% ～ 10%)	15% (7.5% ～ 15%)	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は特定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】		10% (5% ～ 10%)	15% (7.5% ～ 15%)
			業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】															
～次頁につづく～						～次頁につづく～													

(下線部分が改正部分)

新										旧									
評価項目		評価の着目点						評価ウェイト		評価項目		評価の着目点						評価ウェイト	
		判断基準						1:3	1:2			判断基準						1:3	1:2
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の割合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	15% (15%～20%)	18% (18%～25.5%)	予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の割合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	15% (15%～20%)	18% (18%～25.5%)		
					過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】											
	資格・実績等	担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ①表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ②表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	管理技術者の割合に包 含する	管理技術者の割合に包 含する	小計						25%	33%			
小計								25%	33%	小計								25%	33%

(下線部分が改正部分)

新										旧											
イ 必要に応じて設定する項目										イ 必要に応じて設定する項目											
評価項目		評価の着目点								評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点								評価 ウェイト
		判断基準											判断基準								
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】				管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】				管理技術者の割合に包含する
		照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】							担当・照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1： <u>担当技術者を評価する場合は①と②は同等の評価とすること。</u> 注2： <u>業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。</u> 】				
～中略（図表）～ ②～③（略）										～中略（図表）～ ②～③（略）											

（下線部分が改正部分）

新					旧						
【④評価テーマ】					【④評価テーマ】						
評価項目	評価の着目点			評価ウェイト		評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
		判断基準		1:3	1:2			判断基準		1:3	1:2
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50% ～ 62.5%)	37% (37% ～ 52%)	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50% ～ 62.5%)	37% (37% ～ 52%)	
	評価テーマ1	的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。			◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。					
			◎ <u>着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</u>			◎ <u>必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。</u>					
			○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。			○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。					
			○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。			○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。					
	実現性	◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。								
		◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。								
		○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。								
		○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。								
	独創性	○ 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	○ 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。								
○ 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		○ 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。									
○ 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		○ 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。									
○ 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		○ 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。									
2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○				2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○			
3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○				3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○			

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

～中略（図表）～

⑤（略）

～中略（図表）～

⑤（略）

(下線部分が改正部分)

新	旧
<p>3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>3-4-1 「技術者資格登録簿」の区分に該当する資格の記載がない場合</p> <p><u>当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当がない場合は、本項を適用する。</u></p> <p><u>i) 指名段階での技術評価</u></p> <p>～中略～</p> <p><u>ii) 入札段階での技術評価</u></p> <p>～略～</p>	<p>3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 指名段階での技術評価</u></p> <p>～中略～</p> <p><u>(3) 入札段階での技術評価</u></p> <p>～略～</p>

(下線部分が改正部分)

新					旧						
<p>3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>3-4-2 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者に係る資格のみ記載がある場合当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者に係る資格のみ記載がある場合は、本項を適用する。</p> <p>i) 指名段階での技術評価</p> <p>総合評価落札方式（簡易型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>					<p>3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指名段階での技術評価</p> <p>総合評価落札方式（簡易型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>						
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準						判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	15% (15%～20%)	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	15% (15%～20%)
		専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】			過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】				
<p>① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>③ ①②以外は選定しない。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。</p> <p>注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】</p>					<p>過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】</p> <p>① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>③ ①②以外は選定しない。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。</p> <p>注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】</p>						
～中略（図表）～					～中略（図表）～						
イ 必要に応じて設定する項目					イ 必要に応じて設定する項目						
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準						判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する
		情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】							
<p>平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該事務所管内における業務実績あり。</p> <p>② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】</p>					<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>③ ①②以外は選定しない。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。</p> <p>注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】</p>						
～中略（図表）～					～中略（図表）～						
③ (略)					③ (略)						

(下線部分が改正部分)

新 旧

ii) 入札段階での技術評価

総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①予定技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	10% (5%～10%)
	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	

下記の順位で評価することを標準とする。
 ① 表3-4-1の①に掲げる資格を有する。
 ② 表3-4-1の②に掲げる資格を有する。
 ③ 表3-4-1の③に掲げる資格を有する。
 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】

下記の順位で評価する。
 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。
 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。
 ③ ①②以外は特定しない。
 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）
 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。
 注3：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】

～中略（図表）～

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	管理技術者の割合に包含する
	管理技術者	情報収集力	地域精通度	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	

～中略（図表）～

②～④（略）

(3) 入札段階での技術評価

総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①予定技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	10% (5%～10%)
	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	

下記の順位で評価する。
 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。
 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。
 ③ ①②以外は特定しない。
 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）
 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。
 注3：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】

～中略（図表）～

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト
		判断基準			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	管理技術者の割合に包含する
	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	

下記の順位で評価する。
 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。
 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。
 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】

過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】
 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。
 ① 当該事務所管内における業務実績あり。
 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。
 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）
 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】

～中略（図表）～

②～④（略）

（下線部分が改正部分）

新					旧							
<p>3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>3-4-3 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、担当技術者に係る資格のみ記載がある場合当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として担当技術者に係る資格のみ記載のある場合は、本項を適用する。</p> <p>i) 指名段階での技術評価</p> <p>総合評価落札方式（簡易型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>					<p>3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指名段階での技術評価</p> <p>総合評価落札方式（簡易型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例</p> <p>① (略)</p> <p>【②予定管理技術者の評価】</p> <p>ア 原則として設定する項目</p>							
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	
		判断基準						判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	15% (15%～20%)	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	15% (15%～20%)
		専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は選定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】							
～中略（図表）～												
イ 必要に応じて設定する項目												
評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	
		判断基準						判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する
		情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】							
～中略（図表）～												
③ (略)												

(下線部分が改正部分)

新						旧							
<p>ii) 入札段階での技術評価 総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 【①予定技術者の評価】 ア 原則として設定する項目</p>						<p>(3) 入札段階での技術評価 総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 【①予定技術者の評価】 ア 原則として設定する項目</p>							
評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト
		判断基準							判断基準				
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	10% (5% ~ 10%)	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	10% (5% ~ 10%)
<p>下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>						<p>下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は特定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】</p>							
~次頁につづく~						~次頁につづく~							

(下線部分が改正部分)

新						旧									
評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト		
		判断基準							判断基準						
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	15% (15% ～20%)	予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	15% (15% ～20%)
				技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】						平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】			
	資格・実績等	担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ①表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ②表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	25%	小計						25%	
小計						25%									

(下線部分が改正部分)

新										旧									
イ 必要に応じて設定する項目										イ 必要に応じて設定する項目									
評価項目		評価の着目点						評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点						評価 ウェイト		
		判断基準									判断基準								
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】		管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】		管理技術者の割合に包含する		
	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】		担当・照査技術者			資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1： <u>担当技術者を評価する場合は①と②は同等の評価とすること。</u> 注2： <u>業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。</u> 】						

～中略（図表）～

②～④（略）

～中略（図表）～

②～④（略）

（下線部分が改正部分）

新					旧						
3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について (1) (略) 3-4-4 「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合は、本項を適用する。 i) 指名段階での技術評価 総合評価落札方式（簡易型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 ① (略) 【②予定管理技術者の評価】 ア 原則として設定する項目					3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について (1) (略) (2) 指名段階での技術評価 総合評価落札方式（簡易型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 ① (略) 【②予定管理技術者の評価】 ア 原則として設定する項目						
評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	評価項目	評価の着目点				評価ウェイト
	判断基準						判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	15% (15%～20%)	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	15% (15%～20%)
	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】			過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】				
~中略（図表）~ イ 必要に応じて設定する項目					~中略（図表）~ イ 必要に応じて設定する項目						
評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	評価項目	評価の着目点				評価ウェイト
	判断基準						判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精進度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	予定管理技術者の経験及び能力の割合に包含する
	資格・実績等	情報収集力	地域精進度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】			過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】				
~中略（図表）~ ③ (略)					~中略（図表）~ ③ (略)						

(下線部分が改正部分)

新					旧						
<p>ii) 入札段階での技術評価 総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 【①予定技術者の評価】 ア 原則として設定する項目</p>					<p>(3) 入札段階での技術評価 総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例 【①予定技術者の評価】 ア 原則として設定する項目</p>						
評価項目		評価の着目点			評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点			評価 ウェイト
		判断基準						判断基準			
予定技術者の 経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	技術者 資格等	技術者資格等、その 専門分野の内容	25% (12.5% ～ 25%)	予定技術者の 経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	25% (12.5% ～ 25%)
			資格要件				<p>下記の順位で評価することを標準とする。 ①表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ②表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③表3-4-1の③に掲げる資格を有する。</p> <p>【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>			<p>過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】</p> <p>下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は特定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】</p>	
～次頁につづく～					～次頁につづく～						

(下線部分が改正部分)

新						旧									
評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点				評価 ウェイト		
		判断基準							判断基準						
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	25% (25% ～ 37.5%)	予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	25% (25% ～ 37.5%)
				技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】						平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】			
	資格・実績等	担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ①表3-4-1の①に掲げる資格を有する。 ②表3-4-1の②に掲げる資格を有する。 ③表3-4-1の③に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	管理技術者の割合に包 含する	小計						25%	
小計						25%	小計						25%		

(下線部分が改正部分)

新										旧											
イ 必要に応じて設定する項目										イ 必要に応じて設定する項目											
評価項目		評価の着目点								評価 ウェイト	評価項目		評価の着目点								評価 ウェイト
		判断基準											判断基準								
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】				管理技術者の割合に包含する	予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】				管理技術者の割合に包含する
		照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】							担当・照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注1： <u>担当技術者を評価する場合は①と②は同等の評価とすること。</u> <u>注2：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。</u> 】				
～中略（図表）～ ②～④（略）										～中略（図表）～ ②～④（略）											

（下線部分が改正部分）